

第2回生協制度見直し検討会 資料【参考資料】

2006年9月4日

全労済

(全国労働者共済生活協同組合連合会)

第2回生協制度見直し検討会 資料【参考資料】

I. 消費生活協同組合における共済契約者保護の対応

P. 1~P. 8

平成 18 年 3 月 17 日

日本共済協会 消費生活協同組合における共済契約者保護の対応を公表

消費生活協同組合（以下「生協」という。）が実施する共済事業は、組合員の社会的・経済的地位の向上を図るため、非営利組織として組合員自治にもとづき事業や運営上の重要事項を総（代）会で議決し執行をはかるとともに、事業の健全性を確保するための諸政策の実施、事業の実施状況について組合員への情報開示を積極的に進めています。

併せて、生協の共済事業が社会的な注目と期待を集めるようになっていく中で、生協の社会的責任として、組合員のみならず広く社会に対しても、可能な限りの情報開示や共済契約者保護の更なる充実、経営の健全性の持続的確保のための対応が求められているものと認識しています。

このような状況を踏まえ、日本共済協会の会員で構成する「共済生協懇談会」として自主的立場から、関係団体の協力を得て、別添のとおり共済契約者保護の対応について取りまとめました。

2006年3月

日本共済協会・共済生協懇談会

<構成団体>

全国労働者共済生活協同組合連合会

全国労働者共済生活協同組合再共済連合会

日本生活協同組合連合会

全国大学生生活協同組合連合会

全国共済生活協同組合連合会

全国生活協同組合連合会（オブザーバー）

本件に関してのお問い合わせは、下記までお願いいたします。

(社)日本共済協会 企画調査部 小川 直人 TEL 03(5368)5753

I. 取りまとめにあたって

共済契約者保護の課題は、生協の組織運営、事業運営、実務処理等を総合的に検証する必要があることから、以下のとおり基本事項として4項目を設定しました。さらに、基本事項について17項目の課題を設定し、課題の内容に応じて実施基準と考え方に区分し取りまとめました。

1. 「共済の適正な推進に関する措置」

共済の適正な推進に関する仕組み・制度づくりを実施し、リスクマネジメント及びコンプライアンス強化を図ります。

2. 「経営の健全性を確保する措置」

長期的な健全経営を維持するための仕組みづくり、ガバナンス強化および経営情報開示等に関してさらに充実を図ります。

3. 「共済の健全性の判断指標」

長期的な健全経営を維持するための経営指標の策定、開示の促進を図ります。

4. 「経営破綻時の対応」

安定的な事業継続の確保を基本として事業運営を推進しつつ、万が一の不測の事態への対応を含めた仕組み・制度の検討を進めます。

II. 個別課題の対応策

個別課題については、当面、生協として自主的实施が可能な課題は「実施基準」として取りまとめました。さらに、基本的に法令・税制・重要な組織事業政策の見直しに係わるものでこれらの整備等が図られることによってより実効性が担保される課題は、実施の方向性を明示する「考え方」として取りまとめました。

「実施基準」として設定した課題は以下のとおりです。これらの課題は、準備が整い次第、早急に実施していきます。

なお、実施基準については、全国労働者共済生活協同組合連合会、日本生活協同組合連合会、全国生活協同組合連合会は、2006年度中に実施します。

- 適正な共済推進を確保するための実施基準
- クーリングオフに関する実施基準
- 経営情報開示に関する実施基準
- 自己資本比率の開示に関する実施基準
- 利源別損益の開示に関する実施基準

1. 共済の適正な推進に関する措置

適正な共済推進を確保するための実施基準

適正な共済推進を確保するための措置として、各々の生協の組織特性や社会的動向を踏まえた実施基準を設定します。

概 要

1. 実施内容

(1) 消費生活協同組合法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法およびその他各種法令等を遵守し、適正な共済推進に努める。

① 生協の共済を契約するためには、組合員になることが前提であることを説明する。

(2) 組合員が商品内容を十分に理解し得るように、組合員の実情と意向にそって説明内容や説明方法を工夫し、適切な共済の選択ができるように努める。

① 組合員が契約締結の際に合理的な判断をするために必要な事項である重要事項のうち、組合員の理解を高めるため必ず説明を要する「契約概要」および「要注意事項」を記載した書面を、契約締結前に組合員に交付する。

なお、この書面の見やすい箇所に、これらを読むことの重要性について明記する。

さらに、契約時には、契約者がその内容を理解していることを確認する。

ア) 「契約概要」の枠組み

商品のしくみ、共済期間、担保内容（主な支払事由、主な免責事由）、引受け条件、付加できる主な特約およびその概要、共済掛金、掛金払込方法、掛金払込期間

イ) 「要注意事項」の枠組み

クーリングオフ（制度がある場合）、告知義務（告知が必要な共済）、責任開始期、主な免責事由、共済掛金の払込猶予期間、契約の失効、復活等、解約と解約返戻金

② 契約締結後に重要事項のすべてを記載した契約のしおりを交付する。

(3) 組合員からの「告知」が必要となる共済については、正しい告知の受領の促進を図る。

(4) 共済推進に関する教育、研修、指導体制を整備し、資質の向上を図るための措置を講じる。

(5) プライバシー保護の重要性を認識し、組合員の情報について、適正かつ厳正な管理に努める。

(6) 苦情相談窓口寄せられた情報への対応を迅速にすすめ、必要な改善を行う。

クーリングオフに関する実施基準

より共済契約者の利益を守る趣旨から、各生協が既に実施している内容を踏まえて、実施基準を設定します。

1. 実施内容

共済期間が1年を超える共済商品について、クーリングオフの規定を設け、適用を図る。

- (1) クーリングオフの実施にあたっては、共済契約の申込をしようとする者（以下、共済契約申込者という。）に対し、クーリングオフに関する事項を記載した書面を交付し、重要事項の一つとして説明責任を果たす。
- (2) クーリングオフできる期間は、共済契約申込者または共済契約者が、クーリングオフに関する事項を記載した書面を交付された場合において、その交付をされた日と申込みをした日のいずれか遅い日から起算（当該日を含む）して、8日間を基本とし、生協の実情に応じて延長を可能とする。

2. 実施方法

事業規約に明記する。また、パンフレット等にも明記する。

2. 経営の健全性を確保する措置

経営情報開示に関する実施基準

- (1) 生協は、組合員自治の原則と法令にもとづく運営や事業執行をすすめ、かつ、正確な経営情報を組合員・共済契約者に積極的に開示する必要があります。
- (2) 情報開示について客観性をもたせ、かつ、組合員・共済契約者にとって理解しやすいものとするため、「算出の考え方」、「開示方法」等について、実施基準を設定します。

概 要

共済事業を行う生協は、省令・通知に基づき、財務諸表および事業報告書により経営情報を開示する必要があるが、その場合の記載事項の内容について、下記のとおりとする。

1. 共済期間が1年超または共済金額が100万円超の元受共済事業を行う生協にあっては、事業報告書の記載事項の内容について別紙に定める記載内容にそって表示する。
2. 上記以外の共済事業を行う生協においては、通知を尊重し、事業報告書の記載事項の内容についても可能な限り別紙の記載内容にそって表示することに努める。

共済計理人の活用等

厚生労働省の通知（平成17年8月15日社援地発第0815003号）に基づき、適正な実施を図ります。

退職給付会計、税効果会計及び金融商品の時価会計の導入に関する考え方

既に導入している生協に引き続いて一定規模以上の共済事業を行う生協を対象に、順次導入を図ります。

諸準備金の積立に関する考え方

- (1) 現行の消費生活協同組合財務処理規則では、契約者割戻準備金、支払備金、共済掛金積立金、未経過共済掛金、損害共済に対する異常危険準備金などの積立が規定されています。これらに加え、生命共済の危険準備金、予定利率リスクに備える準備金や価格変動準備金、IBNR（既発生未報告）備金の積み立てが求められます。積立方法の設定にあたっては、当面、他の協同組合の基準を参考に検討を行っていくものとします。
- (2) 準備金の積み立てにあたっては、税法上の課題もあり、それらの対応も併せて検討を進めます。

再共済、再保険機能確保の推進に関する考え方

- (1) 共済リスクの分散を図る措置の一つとして再共済・再保険機能の拡大・確保を進めていきます。併せて、保有・出再に関するリスク管理として、保有・出再政策上の保有限度額を超える引受リスクが、手配した再共済・再保険によって適切にカバーされているか。また、受再リスクに関するリスク管理として、受再契約に関する収益性やリスクについて十分な検討を行い、保有限度額を超過しないよう適正な管理が行われているか等のリスクコントロールのあり方・方法についての検討を進めます。
- (2) 連合会が再保険できる規定を定めた省令に追加して、全国を区域とする職域生協の共済リスクの一部を再保険に付すことができる方策の検討を進めます。

共済事業のリスク遮断に関する考え方

- (1) 共済事業の他の事業への共済資金の流用禁止や「区分経理」の義務付けがある一方、共済事業剰余金は、一法人として他の事業部門の剰余金と合算してその処分が決められています。
- (2) 他の事業の経営リスクが共済事業に影響を及ぼさないようにするため、特に共済事業を行う連合会の他事業との兼営のあり方について、法の立法趣旨（各種事業を通して、組合員の生活の向上をはかる）を損なわない方策の検討を進めます。

理事会・代表理事制、員外理事割合の増加、執行役員制度に関する考え方

- (1) 生協の運営にあたっては、組織運営の機動性を高めると同時に理事の権限と責任を明確にしたガバナンスの仕組みの強化が必要です。生協法において、民法の規定を準用し各理事が代表権をもっているなかで、定款による代表理事制に近い仕組みに法的根拠をもたせることや、「員外理事枠」の拡大の検討を進めます。
- (2) 「執行役員制度の導入」については、組織経営上の措置として、各生協の判断によるものとします。

監査体制の強化に関する考え方

監査機能を整備しガバナンス強化をはかる視点から、一定規模以上の共済事業を行う生協を対象に、公認会計士（監査法人）等の外部監査の導入や員外監事の配置の検討を進めます。

3. 共済の健全性の判断指標

自己資本比率の開示に関する実施基準

自己資本比率は経営の健全性を示す指標の一つであるため、開示の実施基準を設定します。

経営の健全性を示す指標の一つとして、自己資本比率（「自己資本÷総資産」）を開示する。

ソルベンシー・マージン比率に関する考え方

ソルベンシー・マージン比率は支払能力（余力）を示す指標であり、収益力を示す基礎利益等の指標と合わせて開示することにより、経営の健全性を判断する一つの指標となります。

当面、他の協同組合の基準を参考に必要に応じた開示を進めます。

利源別損益の開示に関する実施基準

利源別損益は経営内容を判断する指標の一つであるため、開示の実施基準を設定します。

原則的に積立契約を実施している生協を対象とし、各生協の判断により開示する。

最低出資金に関する考え方

生協は、組織や事業の種類・規模等が多種多様にわたることを踏まえつつ、契約者保護の充実をはかる視点から、最低出資金についての基準の検討を進めます。

4. 経営破綻時の対応

事業継続の確保に関する考え方

- (1) 安心・安定的な事業運営を図るため、過去の経営実態を把握し、できるだけ正確な将来予測を行い、必要な場合には事業の停廃止を含めて速やかに経営方針見直し等を検討する必要があります。
- (2) 生協法等により監督当局の報告の徴収、検査、是正改善指導・命令等の措置が可能とされていますが、生協の組合員自治の原則・自己責任の原則から、一つの数値基準だけではない総合的な検討と内部監査、法定監査、外部監査等による対応が必要であり、これらの考え方にそった検討を進めます。

契約条件変更規定の導入に関する考え方

- (1) 他の協同組合や隣接業界では、①将来の大きな金利情勢の変化への対応 ②保障の継続という観点から、予定利率の引き下げ等を行える措置が取られています。
- (2) 本来、契約締結時の契約条件を履行することが基本ですが、予測できない事態に陥った場合の契約維持の仕組みとして、この規定導入の検討を進めます。
- (3) また、一定期間の解約停止や変更対象者の異議申立等、法的な手当ての検討を進めます。

契約の包括移転に関する考え方

- (1) 包括移転は、法人が破綻した際に、契約者と法人の双方の不利益をできるだけ回避するため、契約上の権利義務（給付金・解約返戻金の支払い、掛金受領等）を個別の譲渡行為を要せず、契約全部または一部を包括的に移転（承継）せしめる手続きです。
- (2) 生協法において自動車損害賠償責任共済事業に認められている包括移転を、全共済に対象範囲を拡大する検討を進めます。

以 上

経営情報に関する開示項目

1	組合員数、出資口数及びその金額並びにその増減	5	資産運用の状況(長期共済事業実施生協に限る)
2	役員、職員、総代等の組織の状況	(1)	過去1年間の資産運用に関する指標
3	過去3年間における組合の事業及び財産の概況	①	運用資産明細
(1)	共済事業の概況	②	運用利回り
①	契約件数	③	財産運用収益明細
②	契約口数	④	財産運用費用明細
③	(保有)契約高	⑤	有価証券残存期間別残高(当年度分のみ)
④	共済金支払件数	⑥	貸付金残高明細
⑤	基礎利益	(2)	当該事業年度の運用資産の時価情報
⑥	受入共済掛金	①	有価証券
⑦	支払共済金	②	金銭信託
(2)	財産の概況	6	子会社等の概況及び決算の状況
①	貸借状況	(1)	子会社等の概況
ア.	資産合計	①	子会社等の名称
(ア)	現金及び預金	②	設立年月日
(イ)	金銭の信託	③	代表者名
(ウ)	有価証券	④	資本金
(エ)	貸付金	⑤	組合からの出資比率
イ.	負債合計	⑥	事業の内容
(ア)	共済契約準備金	⑦	主たる営業所または事務所の所在地
・	支払備金	⑧	組合関係役員の名
・	責任準備金	(2)	決算の状況
・	割戻準備金	①	損益の状況
ウ.	資本合計	ア.	営業収益
(ア)	組合員出資金	イ.	営業費用
(イ)	法定準備金	ウ.	営業利益(営業損失)
(ウ)	任意積立金	エ.	営業外収益
②	損益状況	オ.	営業外費用
ア.	経常収益	カ.	経常利益(経常損失)
(ア)	共済掛金等収入	キ.	特別利益
(イ)	共済契約準備金戻入額	ク.	特別損失
(ウ)	資産運用収益	ケ.	税引前当期純利益(税引前当期純損失)
イ.	経常費用	コ.	法人税等
(ア)	共済金等支払額	サ.	当期純利益(当期純損失)
(イ)	共済契約準備金繰入額	②	貸借の状況
(ウ)	資産運用費用	ア.	資産(流動資産・固定資産・繰延資産)
(エ)	事業経費	イ.	負債(流動負債・固定負債)
ウ.	経常剰余(経常損失)	ウ.	資本(資本金・法定準備金・剰余金)
エ.	割戻準備金繰入額	エ.	利益処分案(当期未処分剰余金・利益処分額・次期繰越利益)
オ.	当期剰余金(当期欠損金)	7	総会又は総代会の議決
4	事業の状況	8	その他重要な事項
(1)	当該事業年度における事業の種類ごとの実績	(1)	リスク管理体制
①	共済事業の実績	(2)	法令遵守の体制
ア.	任意積立金		
イ.	契約者割戻しの状況		
ウ.	契約高増加率		
エ.	給付率		
オ.	事業費率		
カ.	解約失効率(長期共済事業に限る)		
キ.	基礎利益		
ク.	利用分量割戻し		
②	共済事業の種類ごとの実績		
ア.	契約件数		
イ.	契約口数		
ウ.	契約高		
エ.	支払件数		
オ.	受入共済掛金		
カ.	受入(再)共済金		
キ.	支払共済金		
ク.	支払(再)共済掛金		
ケ.	支払返戻金(解約返戻金)		
コ.	経常剰余(経常損失)		